

ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所認定ロゴマーク 使用要領

令和4年8月1日制定

本要領は、全国健康保険協会広島支部（以下「広島支部」という。）が著作権を有するひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所認定ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものである。

1. 使用者

ロゴマークを使用できる者は、次のとおりである。

- (1) 広島支部
- (2) ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所と認定された法人、団体及び個人事業者。ただし、ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所の認定された年度及び認定基準に応じたロゴマークに限る。
- (3) ひろしま企業健康宣言の趣旨に賛同し、(1)と覚書等の締結をした関係団体
- (4) その他、広島支部に許可申請を行い、使用許可を受けた者

2. ロゴマークの使用許可

ロゴマークの使用許可は次のとおりとし、使用許可に係る事務手続きは広島支部が行う。

- (1) ロゴマークの使用を希望する者は、事前に「ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所認定ロゴマーク使用申請書」（以下「申請書」という。）を郵送、又はファックスにより広島支部へ提出する。
- (2) 広島支部は、上記(1)による申請があった場合、申請内容等を確認し、申請者に結果を連絡する。
- (3) ロゴマークの使用可否の決定に当たっては、ひろしま企業健康宣言の趣旨に賛同し、その普及・啓発・推進の目的での使用であると広島支部が判断した場合に限り使用を許可する。なお、3. ロゴマーク及び使用方法(6) 禁止事項に該当すると広島支部が判断した場合は使用を許可しない。
- (4) 既に使用許可を受けた者で広島支部が3. ロゴマーク及び使用方法(6) 禁止事項に該当すると判断した場合は、ロゴマークの使用許可を取り消す。

3. ロゴマーク及び使用方法

- (1) ロゴマークは次の3つのタイプとし、名刺・ホームページ・広報資料そのほかこれに類する用途で使用できるものとする。

(例) 令和4年度のロゴマークは以下のとおり。なお、令和5年度以降は、対象年度が変更したロゴマークとなる。

金（ゴールド）	銀（シルバー）	銅（ブロンズ）
 <p>ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所</p>	 <p>ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所</p>	 <p>ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所</p>

※画像の大きさは、縦横比を固定し変更すること。

(2) ロゴマークの色

ロゴマークのデータは、次のとおり上記3つのタイプの中から1つを提供する。なお、使用する際は、提供を受けたロゴマークの画像データの色を加工せず使用すること。

- ① 1. 使用者（2）で定める者でひろしま企業健康宣言健康づくり優良事業所「5つ星」の認定を受けた者、1. 使用者（3）及び（4）で定める者には、取得年度に対応した金色のロゴマークデータを提供する。
- ② 1. 使用者（2）で定める者でひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所「4つ星」の認定を受けた者には、取得年度に対応した銀色のロゴマークデータを提供する。
- ③ 1. 使用者（2）で定める者でひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所「3つ星」の認定を受けた者には、取得年度に対応した銅色のロゴマークデータを提供する。

(3) ロゴマークのデータ形式

提供するロゴマークのデータは JPEG 形式及び PNG 形式とする。

(4) 使用料

ロゴマークの使用料は無料とする。

(5) ロゴマークに関する権利

ロゴマークに関する一切の権利は広島支部に帰属する。

(6) 禁止事項

ロゴマークの使用に関する禁止事項は次のとおりとする。

- ①法令や公序良俗に反するおそれのある使用
- ②全国健康保険協会の信用・評判を毀損し得る方法での使用
- ③ひろしま企業健康宣言の活動の妨げやイメージを損なう方法での使用
- ④1. 使用者（3）で定める者でひろしま企業健康宣言の普及・啓発・推進以外の目的での使用
- ⑤本要領に反した使用
- ⑥提供したロゴマークの色を変更した使用
- ⑦第三者へのロゴマークデータの再配布
- ⑧その他使用許可を受けたものが提供する物品、サービス等の品質や安全性を全国健康保険協会及び広島支部が保証すると誤認させる方法での使用

4. 使用状況等の調査

広島支部は使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができる。

5. 本要領に反した使用に対する措置

本要領に反した使用方法、又は不適切な使用であると広島支部が判断したときは、次の必要な措置を順次講ずる。使用を中止されたことによる損失について、一切の責任は使用者に帰すものとし、広島支部はその補償の責めを負わない。

- (1) 警告
- (2) 使用許可の取り消し
- (3) 社名の公表（不適切な使用である旨を明記）
- (4) 訴訟

6. 本要領の変更

本要領に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合、広島支部が必要な事項を定め、予告なく本要領を改定する。

7. その他

使用に際し、不明な点がある場合は広島支部と協議の上、決定すること。

8. 附則

本要領は、令和4年8月1日から施行する。